



非適格合併等に係る調整勘定の計算の
明細書

事業年度	・ ・	法人名	
------	--------	-----	--

非 適 格 合 併 等 の 日		元号				年				月				日				被 合 併 法 人 等 の 名 称		E01			
		N01																					
非 適 格 合 併 等 の 別		非 適 格 合 併 ・ 非 適 格 分 割 ・ 非 適 格 現 物 出 資 ・ 事 業 の 譲 受 け																					
資 産 調 整 勘 定 の 金 額 の 明 細	資 産 調 整 勘 定 の 金 額 の 当 初 計 上 額 (25) 又は (33) (円)	1	G01		退 職 給 与 負 債 調 整 勘 定 の 金 額 の 明 細	退 職 給 与 負 債 調 整 勘 定 の 金 額 の 当 初 計 上 額 (円)	9	G09															
	期 首 資 産 調 整 勘 定 の 金 額	2	G02			退 職 給 与 引 受 従 業 者 の 数 (人)	10	G10															
	当 期 損 金 算 入 額 ((1) × $\frac{\text{当期の月数}}{60}$) 又は (2)	3	G03			期 首 退 職 給 与 負 債 調 整 勘 定 の 金 額 (円)	11	G11															
	翌 期 首 資 産 調 整 勘 定 の 金 額 ((1) 又は (2)) − (3)	4	G04			当 期 益 金 算 入 額 (($\frac{(9)}{(10)}$ × 減額対象従業員数) 又は個別計算による金額)	12	G12															
						適 格 分 割 又 は 適 格 現 物 出 資 に よ り 引 継 ぎ を し た 退 職 給 与 負 債 調 整 勘 定 の 金 額 (($\frac{(9)}{(10)}$ × 引継者数) 又は個別計算による金額)	13	G13															
						翌 期 首 退 職 給 与 負 債 調 整 勘 定 の 金 額 ((9) 又は (11)) − (12) − (13)	14	G14															
差 額 負 債 調 整 勘 定 の 金 額 の 明 細	差 額 負 債 調 整 勘 定 の 金 額 の 当 初 計 上 額 (26) 又は (34)	5	G05		短 期 重 要 負 債 調 整 勘 定 の 金 額 の 明 細	短 期 重 要 負 債 調 整 勘 定 の 金 額 の 当 初 計 上 額	15	G15															
	期 首 差 額 負 債 調 整 勘 定 の 金 額	6	G06			期 首 短 期 重 要 負 債 調 整 勘 定 の 金 額	16	G16															
	当 期 益 金 算 入 額 ((5) × $\frac{\text{当期の月数}}{60}$) 又は (6)	7	G07			当 期 益 金 算 入 額 (短期重要負債調整勘定の金額のうち当期に生じた損失に相当する金額) 又は (16)	17	G17															
	翌 期 首 差 額 負 債 調 整 勘 定 の 金 額 ((5) 又は (6)) − (7)	8	G08			適 格 分 割 又 は 適 格 現 物 出 資 に よ り 引 継 ぎ を し た 短 期 重 要 負 債 調 整 勘 定 の 金 額	18	G18															
						非 適 格 合 併 等 の 日 か ら 3 年 が 経 過 し た こ と に よ り 益 金 算 入 さ れ る 金 額 (16) − (17) − (18)	19	G19															
						翌 期 首 短 期 重 要 負 債 調 整 勘 定 の 金 額 ((15) 又は (16)) − (17) − (18) − (19)	20	G20															
資 産 調 整 勘 定 の 金 額 又 は 差 額 負 債 調 整 勘 定 の 金 額 の 当 初 計 上 額 の 計 算										(円)													
令 第 123 条 の 10 第 16 項 に 規 定 す る 非 適 格 合 併 等 以 外 の 非 適 格 合 併 等 で あ る 場 合					令 第 123 条 の 10 第 16 項 に 規 定 す る 非 適 格 合 併 等 で 同 項 第 1 号 に 該 当 す る 場 合																		
非 適 格 合 併 等 対 価 額	21	G21			移 転 を 受 け た 資 産 の 取 得 価 額		27	G27															
					独 立 取 引 営 業 権 以 外 の 営 業 権 で 移 転 を 受 け た 事 業 に 係 る も の の 資 産 評 定 に よ る 価 額		28	G28															
時 価 純 資 産 価 額	22	G22			移 転 を 受 け た 負 債 の 額		29	G29															
非 適 格 合 併 等 対 価 額 が 時 価 純 資 産 価 額 を 超 え る と き の そ の 超 え る 部 分 の 金 額 (21) − (22)	23	G23			退 職 給 与 負 債 調 整 勘 定 の 金 額 の 当 初 計 上 額 (9)		30	G30															
					短 期 重 要 負 債 調 整 勘 定 の 金 額 の 当 初 計 上 額 (15)		31	G31															
資 産 等 超 過 差 額	24	G24			そ の 他 未 確 定 債 務 の 額		32	G32															
資 産 調 整 勘 定 の 金 額 の 当 初 計 上 額 (23) − (24)	25	G25			資 産 調 整 勘 定 の 金 額 の 当 初 計 上 額 (28) − (32) (((27) + (28)) < ((29) + (30) + (31) + (32)) の 場 合 は 0)		33	G33															
差 額 負 債 調 整 勘 定 の 金 額 の 当 初 計 上 額 (22) − (21)	26	G26			差 額 負 債 調 整 勘 定 の 金 額 の 当 初 計 上 額 (32) − (28) (((27) + (28)) < ((29) + (30) + (31) + (32)) の 場 合 は 0)		34	G34															